

公益財団法人神戸いきいき勤労財団役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸いきいき勤労財団（以下、「財団」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 財団は、常勤理事に、職務執行の対価として、定例役員報酬を支給する。ただし、神戸市から派遣された常勤理事には報酬を支給しない。

2 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。ただし、有資格者である監事には、監査業務執行の対価として報酬を支給することができる。

(定例役員報酬の額の決定及び支給方法)

第4条 常勤理事に対する報酬の総額は年額2,250万円の範囲内とし、各常勤理事に対する定例役員報酬の支給の基準については年額750万円の範囲内において理事会で定めるものとする。

2 前項の報酬の支給方法については、別に定める職員就業規則（以下、「就業規則」という。）の適用を受ける職員の例による。

第5条 第3条第2項ただし書きの有資格者である監事に対する報酬の総額は年額50万円の範囲内とし、日額5万円とする。

(費用)

第6条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は就業規則の適用を受ける職員の例による。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人神戸いきいき勤労財団の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人神戸いきいき勤労財団役員給与規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。